

令和元年皆野町農業委員会第8回定例総会議事録

1. 開催期日 令和元年8月23日(金)
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 2時30分
4. 閉議時刻 午後 3時30分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：14人・欠席者：0人

推進委員：出席者：5人・欠席者：0人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	横田和子	出席	11	門平喜良	出席
2	野澤辰雄	出席	12	高橋健一	出席
3	浅見寿太郎	出席	13	新井義虎	出席
4	黒澤一雄	出席	14	吉岡徳夫	出席
5	小池幹夫	出席	皆野	田島武正	出席
6	長島徳治	出席	国神	土屋貞夫	出席
7	齊藤三恵子	出席	金沢	田中輝雄	出席
8	葦原義人	出席	日野沢	高橋清勝	出席
9	四方田順造	出席	三沢	扇原久栄	出席
10	門平眞一	出席			

7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見について

1件

8. 事務局 玉谷泰典、井上裕太

9. 会議の概要

浅見会長 あいさつ	<p>皆さんこんにちは。本日は色々な事がありまして、利用状況調査の説明会や総務部会が前にあったわけですがお疲れ様でした。</p> <p>定例総会の議案は1件ですが、ご協力いただきまして議事がスムーズに進むようによろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>大変ありがとうございました。それでは、議案に入りたいと思います。</p> <p>議長を皆野町農業委員会会議規則第4条に基づき、浅見会長お願いいたします。</p>
浅見会長	<p>ただ今の出席委員数は19名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより令和元年皆野町農業委員会第8回定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。</p> <p>次に議事録署名人に、</p> <p>11番、門平喜良委員</p> <p>12番、高橋健一委員をご指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
出席委員	(異議なしの声あり)
浅見会長	<p>ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、</p> <p>11番、門平喜良委員</p> <p>12番、高橋健一委員をお願いいたします。</p> <p>議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について1件を議題といたします。</p> <p>番号1について審議いたします。</p> <p>事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	(事務局朗読)
浅見会長	<p>農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に対象農地の状況について説明を求めます。</p>
皆野区域担当 田島委員	<p>20日に齊藤委員、事務局と私の3人で現地確認をして参りましたので説明いたします。</p> <p>案内図をご覧ください。〇〇〇の前の道路を〇〇〇に向かって200</p>

m位行きますと左に入っていく道があります。そこから15m位入った右側が申請地になります。

現況写真をご覧ください。周囲が住宅地になっておりまして農地への影響は無いと思います。よろしく願いいたします。

浅見会長

農業委員として、地区担当の7番、齊藤三恵子委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

7番
齊藤委員

田島委員の説明のとおりですので、よろしくご審議の程お願いいたします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

1番
横田委員

自己用住宅を建てる場合の面積要件等はございますか。

事務局

お答えいたします。一般住宅は500㎡、農家住宅は1,000㎡が基準となります。

本申請地は793㎡と面積が大きいのですが、今回は3世帯住宅と世帯数も多いことから本申請となっています。家族構成も確認しておりまして、申請人、親御さん、息子である長男夫婦、次男とのことです。それに併せて各自が車を所有しており、場所が必要です。

場所は第三種農地になり、これらを理由に一般住宅500㎡を超えておりますが申請を受付けました。

1番
横田委員

配置図を見ますとガレージが二棟とトラック一台が書いてあり、車両関係がかなり占めますが、自己用住宅と駐車場で扱う方が適切ではないですか。

事務局

自己用住宅とは建物と駐車場が一体のイメージだと思います。

今回ガレージ棟が多く占めるのは、世帯が多いこと。申請人の趣味が車であることトラックもけん引用と聞いています。トラックがあるため分かり難いですが、一般住宅として審議いただくのがよろしいかと思えます。

1番
横田委員

わかりました。

浅見会長

他に質疑がございますか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

他に質疑がございませんので、これより採決いたします。
本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。
よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。
以上で、審議いただく議案はすべて終了いたしました。ありがとうございました。